

非正規労働者のための ユニオンキャンペーンについて（案）

はじめに

- (1) 労運研は、昨年6月に開催した第3回討論集会で「貧困をなくし、格差を是正していくことが労働運動の喫緊の課題です。非正規労働者が自ら立ち上がり、個別救済で終わることなく、労働組合結成に結びつけ、集団的労使関係をつくっていくことが重要です。それは、非正規労働者に『正規労働者になりなさい』と呼びかけることではなく、非正規労働者が労働者としての尊厳を持って働き、当たり前前の生活できるようにしていくために、民間労働者と公務労働者、また正規労働者と非正規労働者との一緒にたたかえる共通の課題について学習し、共同のたたかいをつくり上げていくことを意識し、非正規労働者の団結を促すようにします。」と「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン（仮称）」を提起しました。
- (2) 討論集会の議論において、最低賃金闘争に関する発言が相次ぎ、その重要性が指摘されました。8月には最低賃金闘争をテーマに研究会を開催し、元連合非正規労働センター所長の龍井葉二さんから「転機に立つ最低賃金闘争～課題と展望」と題する講演を受けました。
- (3) そのご最低賃金闘争に関する国際報告会への参加、ユニオン活動家との議論などを行ってきました。そして、貧困状態にある非正規労働者が生活できる賃金の獲得をめざして賃金を引上げ、正規労働者（民間労働者、公務労働者）の賃金底上げのたたかいと連帯して、労働者が一体となって非正規労働者の団結を促進する運動を展開する、最低賃金闘争を軸とする「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン」について検討してきました。不十分な点が多々ありますが、以下、現在までの討議の到達点を報告します。

1 なぜキャンペーンを提起するのか

- (1) 日本の労働組合運動は、バブル崩壊後、非正規労働者が増大し、賃金が低下したことに反撃できていません。グローバル経済下での国際競争力強化のためといわれて、リストラ、賃下げを容認してきたことが、いまや安定した社会をも崩壊させる状況になっています。そのような状況を克服する

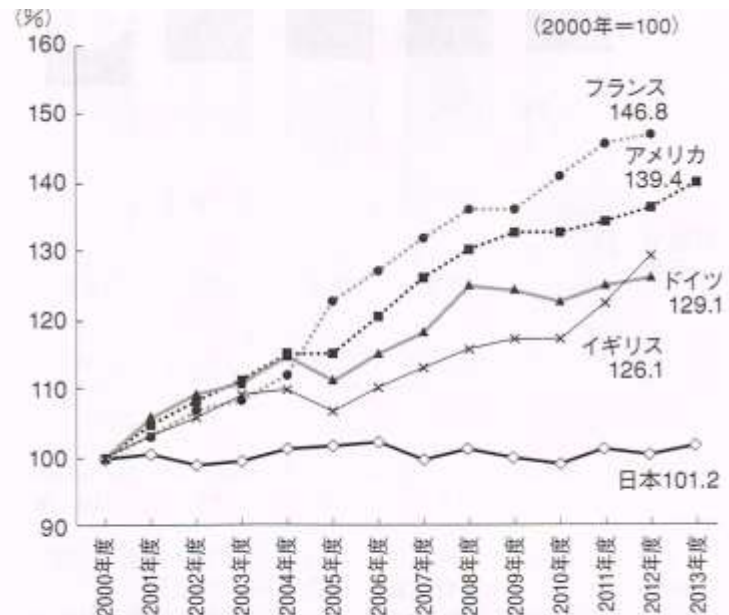


するには、社会の矛盾を一番受けている非正規労働者の労働条件の改善が必要です。それは、新しい労働組合運動をつくることでもあります。

- (2) 20年来のデフレは、個人消費が冷え込んでいるからであり、その原因は賃金が下がったからだと言われています。日本の賃金は、2014年になってやっと上昇に転じましたが、

日本の賃金だけが低迷

1997年をピークに下がり続けてきました。このようなことは、先進諸国にはない状況です。



- (3) この20年、非正規労働者が増加し、正規労働者が減少し続けています。そして、正規労働者の仕事を非正規労働者が代わって行うようになってきています。また、非正規労働者の多くは、家計を支える主

(注) 賃金は製造業の時間当たり賃金
資料：日本労働政策研究・研修機構「データブック国際比較2015」

たる生計者です。非正規労働者は、雇用労働者の約4割、2000万人に達し、若

年女子の6割が非正規労働者です。また、公務労働の35%が非正規労働者です。

すでに非正規労働者抜きの労働は考えられない状況になっています。2014年の民間給与実態統計調査によれば、正規労働者の平均年収は478万円ですが、非正規労働者の平均年収は170万円です。年収200万円以下の労働者は1140万人になり、4人にひとりの割合になっています。

年収200万円以下のワーキングプアが増加



資料：国税庁「民間給与実態統計調査」から作成

- (4) 安倍首相は賃金引き上げを経済界に要請しています。しかし、賃金引き上げは大企業が中心であり、大企業労働者と中小企業労働者や非正規労働者との賃金格差は依然として大きいままです。同じ労働をしても、非正規労働者は正規労働者に比べて不当に差別されています。非正規労働者の賃金、労働条件を向上させるためには、労使が対等に交渉することができる労働組合に結集し、たたかう以外にありません。そして、非正規労働者が貧困にあえぎ、差別に苦しんでいる状況をなくすことは、労働者全体の権利と労働条件の向上にもつながることです。
- (5) 非正規労働者が、自ら声をあげ、自ら団結することが大切です。そのためには、個人でも加入できる労働組合が必要です。労働者が、憲法で保障された団結権、交渉権、団体行動権を行使することなしに、賃金・労働条件の引き上げなど労働者の経済的、社会的地位の向上はありえません。(憲法第18条の「奴隷的拘束及び苦役からの自由」と第28条の「労働者の団結権、交渉権その他団体行動権」はセットで捉えるべき)
- (6) 非正規労働者のためのユニオンキャンペーンは、特定の組織の運動ではなく、非正規労働者を先頭にした、すべての労働者のための運動です。安保法制反対闘争では、すべての勢力が結集して「総がかり運動」が展開されました。「総がかり運動」は、2015年5月3日に横浜で開催した憲法集会で「戦争、原発、貧困、差別をなくそう」と提起しました。労働運動として「戦争」と「原発」の課題も重要ですが、「貧困」の撲滅と「差別」の撤廃は、まさに労働現場の課題です。この課題は、憲法が保障する「平和的生存権」を確立していくたたかいであり、「ディーセントワーク」を実現していくたたかいであり、「持続可能な社会」をつくる労働現場からのたたかいでもあります。非正規労働者のためのユニオンキャンペーンを労働現場の「総

がかり運動」として、それぞれの労働現場でたたかきましょう。

2 キャンペーンの構想

- (1) 非正規労働者の要求の基本的考え方を次のようにします。
 - ① 時給1500円
 - ② 年間1800時間労働
 - ③ 正規労働者との差別の撤廃
 - ④ 持続可能な生活の実現
- (2) キャンペーンの展開の仕方
 - ① 非正規労働者の団結を促進し、労働組合への結集を図るようにします。
 - ② 運動課題と研究課題を整理して取り組み、運動を展開しながら運動の拡大と理論的な深化を図っていきます。
 - ③ 労働組合だけでなく、日本労働弁護団、労働関係諸団体との協力・連携を図りながらすすめます。
- (3) 2016年の活動イメージ

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 2月27日 | 最賃キャンペーン統一行動日 |
| 4月〇〇日 | 15ドルキャンペーン世界統一アクション |
| 5月下旬 | 最賃引き上げ院内集会 |
| 5～7月 | 最低賃金審議会への要請 |
| 7月 | 参議院議員選挙 |
| 10月 | 社会保険未加入企業の公契約からの排除運動 地域最低賃金の実施点検活動 |
- (4) スローガンについて
 - ① 貧困については、「非正規労働者の賃金は低すぎる」、「時給をあげろ」、「生活できる賃金をよこせ」、「ワーキングプアをなくそう」をスローガンに取り組みます。
 - ② 差別については、「同一労働同一賃金」、「非正規を理由とした差別は許さない」、「非正規労働者の働く権利を確立しよう」をスローガンに取り組みます。

3 時給1500円要求を軸とする非正規労働者のたたかい

- (1) 時給1500円要求について
 - ① 時給1500円要求の理論的根拠はありません。ナショナルセンターや政党が掲げている「誰でも1000円以上」という要求は、あまりにも低すぎます。時給1000円で年間1800時間働いたとしても年収は180万円です。年収200万円以下で働くワーキングプアが大きな社会問題になっているにも拘らず、本気でワーキングプア問題の解消を考えているのか疑問です。
 - ② 時給1500円で年間1800時間働いた場合、年収は270万円です。ワーキングプア問題の解消につながる水準です。

(2) 関連要求について

- ① 同一職種の正規労働者との同一労働同一賃金を保障するよう要求します。
- ② 扶養家族手当を要求します。
- ③ 昇給制度の確立を要求します。
- ④ 夏と冬に一時金を要求します。

(3) 持続可能な生活について

- ① 「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)ことは当然のことです。すなわち、労働者の賃金・労働条件は、働いて、家庭を持ち、二人以上の子供を育て、安心した老後を送ることができるものでなければなりません。現在の非正規労働者の賃金・労働条件は、これを充たすものではありません。2012年時点の日本の子どもの貧困率は16.3%です。今の社会は「貧困の連鎖」といわれるように次世代にも貧困のツケを押し付ける「持続不可能な社会」へと向かっています。
- ② 労働分野、社会保障分野、産業政策分野を区別して考えることが重要です。労働分野としては「家庭を持ち、二人の子供を育て、安心した老後を送る」ことを最低ラインとします。例えば、3人以上の子どもの児童手当については社会福祉の問題として考えてみる、安心した老後ということは今の労働条件で厚生年金を受給できるものであるようにする、また、最低賃金を守れない中小企業の対策は産業政策の問題として考え、支払い能力論のみで最低賃金を決めるようにはしない、などの考え方の整理をする必要があります。

4 地域最低賃金の引き上げについて

(1) 地域最低賃金引き上げの重要性

- ① 地域最低賃金の引き上げにともなって賃金引き上げが行われる、いわゆる「最賃に張り付いた労働者」は、以前は1%にも満たなかったが、最近では7~10%程度になっています。このように、地域最低賃金の引き上げが、労働者の賃金引き上げに影響力を持つようになってきました。
- ② 非正規労働者の賃金は地域最低賃金+アルファ(一定額)となっているケースが多くあります。その意味でも、地域最低賃金の引き上げは重要です。
- ③ 地域最低賃金引き上げのたたかいは、非正規労働者が積極的に参加するように取り組む必要があります。

(2) 地域最低賃金の要求について

- ① 「今すぐ時給1000円以上」にするよう要求します。
- ② 2015年の地域最賃の最低は693円、最高は907円、全国平均798円です。
- ③ 2010年6月、政労使による「雇用戦略対話」は、最低賃金の引き上げについて2020年までの目標として「できる限り早期に全国最低800円を確保し、全国

平均1000

円を目指す」
 ことで合意し
 ました。この
 合意は、今ま
 での中卒女子
 労働者を前提
 にした最低賃
 金から、高卒
 労働者を前提
 にした最低賃
 金に変更した
 意味を持って
 います。

④ したがって、
 2020年ま
 までに全国平均
 1000円以
 上を達成する
 ために、毎年、
 時給を50円
 以上引き上げ
 るようにしま
 す。また、時給
 が800円以
 下の地域は、
 ただちに80

0円以上とするようにします。

- ⑤ 安倍首相は「名目GDP（国内総生産）600兆円をするため、最低賃金を年3%程度引き上げ、全国平均で1000円をめざす」と経済財政諮問会議で表明しました。年3%の引き上げを行うと、2016年の引き上げは平均24円になり、全国平均1000円を実現するのは2023年になります。安倍首相のいう3%では、2020年までに1000円という政労使合意を達成することはできません。
- ⑥ 使用者に対する1500円要求と地域最低賃金の1000円要求に整合性はありませんが、政労使合意を確実に実施させることを優先し、そのご「ひとり一子モデル」による全国一律最低賃金の実現を追求していきます。

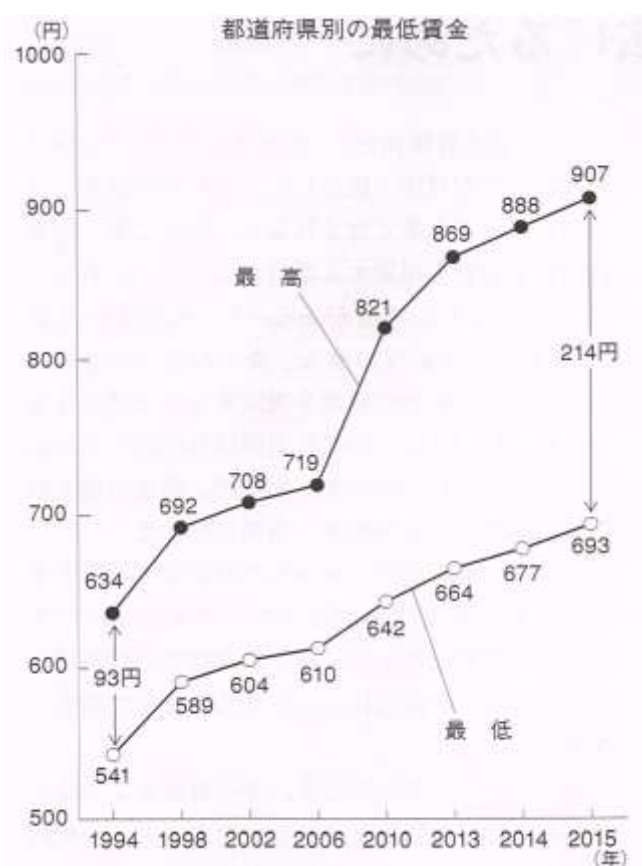
2015年の地域最低賃金

| ランク | 都道府県 | 改定最賃額 | 引上額 | 月150時 間就労の 合 場 (月額) | ランク | 都道府県 | 改定最賃額 | 引上額 | 月150時 間就労の 合 場 (月額) |
|-----|------|-------|-----|---------------------------------|-----|------|-------|-----|---------------------------------|
| C | 北海道 | 764 | 16 | 114,600 | B | 滋賀 | 764 | 18 | 114,600 |
| D | 青森 | 695 | 16 | 104,250 | B | 京都 | 807 | 18 | 121,050 |
| D | 岩手 | 695 | 17 | 104,250 | A | 大阪 | 858 | 20 | 128,700 |
| C | 宮城 | 726 | 16 | 108,900 | B | 兵庫 | 794 | 18 | 119,100 |
| D | 秋田 | 695 | 16 | 104,250 | C | 奈良 | 740 | 16 | 111,000 |
| D | 山形 | 696 | 16 | 104,400 | C | 和歌山 | 731 | 16 | 109,650 |
| D | 福島 | 705 | 16 | 105,750 | D | 鳥取 | 693 | 16 | 103,950 |
| B | 茨城 | 747 | 18 | 112,050 | D | 島根 | 696 | 17 | 104,400 |
| B | 栃木 | 751 | 18 | 112,650 | C | 岡山 | 735 | 16 | 110,250 |
| C | 群馬 | 737 | 16 | 110,550 | B | 広島 | 769 | 19 | 115,350 |
| B | 埼玉 | 820 | 18 | 123,000 | C | 山口 | 731 | 16 | 109,650 |
| A | 千葉 | 817 | 19 | 122,550 | D | 徳島 | 695 | 16 | 104,250 |
| A | 東京 | 907 | 19 | 136,050 | C | 香川 | 719 | 17 | 107,850 |
| A | 神奈川 | 905 | 18 | 135,750 | D | 愛媛 | 696 | 16 | 104,400 |
| C | 新潟 | 731 | 16 | 109,650 | D | 高知 | 693 | 16 | 103,950 |
| C | 山梨 | 737 | 16 | 110,550 | C | 福岡 | 743 | 16 | 111,450 |
| B | 長野 | 746 | 18 | 111,900 | D | 佐賀 | 694 | 16 | 104,100 |
| B | 富山 | 746 | 18 | 111,900 | D | 長崎 | 694 | 17 | 104,100 |
| C | 石川 | 735 | 17 | 110,250 | D | 熊本 | 694 | 17 | 104,100 |
| C | 福井 | 732 | 16 | 109,800 | D | 大分 | 694 | 17 | 104,100 |
| C | 岐阜 | 754 | 16 | 113,100 | D | 宮崎 | 693 | 16 | 103,950 |
| B | 静岡 | 783 | 18 | 117,450 | D | 鹿児島 | 694 | 16 | 104,100 |
| A | 愛知 | 820 | 20 | 123,000 | D | 沖縄 | 693 | 16 | 103,950 |
| B | 三重 | 771 | 18 | 115,650 | | 加重平均 | 798 | 18 | 119,700 |

(3) 全国一律最低賃金制

- ① 地域最低賃金の最も低い県と最も高い東京都との格差は、1994年には93円でしたが、2015年には214円と拡大しています。率による引き上げ、賃金実勢にもとづく引き上げでは、格差はますます拡大していきます。
- ② ランク制を廃止し、全国一律最低賃金制にすべきです。
- ③ 生計費は全国どこでもほとんど変わりません。東京では家賃が高ですが、地方では自動車がないと生活できません。地域格差を解消するためにも、全国一律最低賃金の実現が求められます。

地域間格差が拡大



(4) 最低賃金の点検活動

- ① 地域最低賃金を下回る賃金になっていないか点検を行います。
- ② 特に介護労働者、ビルメン労働者（清掃、設備管理など）、タクシー運転手、長距離トラック、貸し切りバスの運転手など、長時間拘束された労働に従事する労働者の賃金の点検を行います。

(5) 最低賃金審議会の民主化

- ① 中央ならびに地方の最低賃金審議会に非正規労働者の意見を反映できるよう、非正規労働者の代表を審議会委員とするよう要求します。
- ② 非正規労働者の意見表明が実現するよう取り組みます。
- ③ 審議内容の公開を要求します。

(6) 最低賃金審議会への取り組み

- ① 署名運動を行います。
- ② 意見書モデル案を作成します。
- ③ 学習会、審議会傍聴、集会・デモなどを行います。

日本と欧米各国の最低賃金（時給）

| 国名 | | 購買力平価 換算（円） | 為替レート 換算（円） | 改定発行 | |
|-------------|---------------|----------------|----------------|--------|---------|
| ベルギー | （20歳以上） | €9.10 | ¥1,132 | ¥1,201 | 2014/12 |
| フランス | | €9.61 | ¥1,124 | ¥1,269 | 2015/01 |
| ルクセンブルグ | （19歳以上、未熟練） | €11.63 | ¥1,196 | ¥1,536 | 2014/01 |
| オランダ | （20歳以上） | €9.53 | ¥1,218 | ¥1,271 | 2015/01 |
| アイルランド | （19歳上） | €8.85 | ¥1,002 | ¥1,142 | 2011/07 |
| イギリス | （21歳以上） | £8.50 | ¥964 | ¥1,170 | 2014/10 |
| イギリス | （18～20歳） | £5.13 | ¥761 | ¥923 | 2014/10 |
| スペイン | | € 4.25 | ¥634 | ¥753 | 2015/01 |
| オーストラリア | | \$16.87 | ¥1,218 | ¥1,569 | 2014/07 |
| ニュージーランド | （18歳以上） | \$14.25 | ¥1,049 | ¥1,268 | 2014/01 |
| カナダ（オンタリオ州） | | \$11.00 | ¥944 | ¥1,045 | 2014/06 |
| カナダ（ヌナブト州） | | \$11.00 | ¥944 | ¥1,045 | 2013/07 |
| アメリカ（全国） | | \$7.25 | ¥790 | ¥863 | 2009/07 |
| アメリカ（大統領公約） | | \$10.10 | ¥1,101 | ¥1,202 | 2015/01 |
| ドイツ | （2015年全国一律最賃） | € 8.50 | ¥1,186 | ¥1,122 | 2015/01 |
| 日本 | 加重平均 | | ¥798 | | |
| | 最高・東京 | | ¥907 | | 2015/10 |
| | 最低 | | ¥693 | | |

注1 為替レートは、€1＝¥132円、\$1米＝¥119円、£1英ポンド＝180円、CA\$1カナダ＝¥95円、豪\$1豪ドル＝93円、N\$1ニュージーランド＝¥89円（2015/1/24～4/23：3ヵ月平均）
 注2 購買力平価は、2011年に更新されたOECD値。対円当たり各国通貨（1\$＝109円、0.735ポンド、0.856仏仏、0.862蘭、1.51豪\$、1.27カナダ\$等）
 注4 国ごとの事情について。

5 差別をなくすたかについて

(1) 非正規労働者の賃金が高いのは当然

- ① 非正規労働者の賃金が正規労働者の賃金より高いのは当然です。なぜなら、非正規労働者には、退職金も、一時金も、社会保険の掛け金などが支払われないのだから、それらの分を加えれば、正規労働者より時間当たりの単価は、高いのが当然です。
- ② 日本経団連の2015年版「経営労働政策委員会報告」は「一般的に、所定内給与や賞与・一時金、企業が負担する社会保険料などを算出する際、所定内給与を算定基礎としているため、所定内給与を100とすると、総人件費は166にまで高まる」と記しています。
- ③ したがって、非正規労働者の賃金の1.66倍の人件費が支出されていないことは、何らかの非正規労働者差別が存在するといえます。
- ④ 2016年10月から、短時間就労者への社会保険の適用拡大が図られます。すべての雇用労働者に社会保険を完全適用させるようになります。また、適用にともなう労働条件の引き下げ、「適用逃れ」をしようとする事業者がないよう、労働組合は監視を行います。

(2) 不合理な労働条件の禁止

- ① 労働契約法20条や地方公務員法13条を活用して、差別をなくすたかを取り組みます。

- ② 職場における非正規労働者差別が存在しないかチェック活動を行います
 - ・全労協は、15春闘で「職場チェック表」をつくり、賃金、諸手当、休暇、福利厚生などについて、チェック活動をおこなっています。
 - ・官製ワーキングプア研究会は、2014年7月4日付総務省公務員部長通知「臨時・非常勤職員の任用等について」が完全に実施されているか「自治体臨時職員・非常勤側隠のワークルール50チェック運動」を行っています。
 - ③ 派遣労働者の受け入れについて、派遣先労働組合が積極的に意見を述べるとともに、派遣労働者の権利、均衡待遇が図られているかチェックを行います。
- (3) 正規労働者への転換の促進
- 次の条項も活用しながら、非正規労働者の正規労働者への転換を促進します。
- ① 労働契約法第18条にもとづく期間の定めのない労働契約への転換（2013年4月1日から施行されていますので5年目は2018年4月1日です）
 - ② 労働者派遣法第30条にもとづく派遣先への雇用申込み義務の活用による直接雇用（2015年9月30日から施行されていますので3年目は2018年9月30日です）
- (4) 非正規労働者の権利確立
- ① 非正規労働者の声が職場で反映できるよう、職場においても、労働組合内部においても民主主義の実現が図られなければなりません。
 - ② 労働安全衛生活動、労使委員会に非正規労働者が参加できているのかチェックし、非正規労働者の代表が参加できるようにします。（直接雇用者だけでなく、派遣労働者が派遣先でこれら委員会に参加できる場合もある）
 - ③ 36協定の締結権が既存労働組合にあるのかチェックします。
- (5) 参考のために、連合の「非正規労働者の総合的な労働条件向上への取り組み」の「2016年重点項目」を記しておきます。
- ① 雇用安定に関する項目
 - ・正社員への転換ルールの導入促進・明確化
 - ・無期労働契約への転換促進
 - ② 均等処遇に関する事項
 - ・昇給ルールの導入・明確化
 - ・一時金の支給
 - ・福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
 - ・社会保険の加入状況の点検と加入促進
 - ・有給休暇の取得促進
 - ・育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できるよう整備
 - ・再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

6 正規労働者の最低賃金引き上げのたたかい

- (1) 時給1500円要求と連帯して正規労働者は次の要求でたたかいます
 - ① 産業別最低賃金を225,000円とする。(根拠は時給1500円×150時間)
 - ② 企業別最低賃金を225,000円とする。
 - ③ 組合員と同一職場で働く非正規労働者の賃金引き上げをおこなう。
 - ④ 産業別最低賃金や企業内最低賃金の引き上げは、ベースアップに直結するもので、個別賃金にも連動するたたかいです。
- (2) 下請いじめを行わない
 - ① 下請け労務単価は、下請労働者の適正労働条件（当然法令順守したもので、さらに産業別、業種別の労使協定を下回らないもの）を確保するようにします。
 - ② 下請法を順守するようにします。
- (3) 非正規労働者の組織化の支援
 - ① 非正規労働者が労働組合を結成するよう援助します。
 - ② 地域のユニオンに加入する、職場の既存労働組合に加入するよう援助します。
 - ③ 既存労働組合においては、組合規約の組合員の規定で、非正規労働者も加入できるようにするため、組合規約の改正などを行い、非正規労働者の加入を受け入れます。

7 研究課題

- (1) 連合の非正規労働者要求の整合性の無さ

非正規労働者の賃金要求と企業内最低賃金要求、産業別最低賃金要求との整合性をどのように図っていくのか検討する場合の参考になればと思います。

 - ① 連合の2016年の非正規労働者の賃金（時給）引き上げ要求は、次のいずれかの取り組みを展開するとしています。
 - ・「誰もが時給1000円」の実現に向けた時給の引き上げ
 - ・時間給1000円超の場合は、「底上げ・底支え」「格差是正」の点から37円を目安に要求する。
 - ・単組が取り組む地域ごとの水準については、「県別リビングウェッジ」を上回る水準をめざす。
 - ② 連合の非正規労働者の賃上げ目安37円の根拠は、中小共闘の賃上げ水準目標6000円を所定内実労働時間数全国平均163時間（賃金構造統計基本統計調査）で除したものです。連合の2016年春季生活闘争方針には記載がありませんが、2015年春季生活闘争方針には「総実労働時間1800時間への取り組みを加速する」と記載されています。したがって、163時間ではなく150時間で除すべきだと思います。また、非正規労働者の「昇給ルールの導入・明確化」を要求していますので、賃上げ水準目標6000円に賃金カーブ維持分4500円を加えた10,500円を150時間で除した70円を賃上げ要求にすべきではないでしょうか。

- ③ 連合の企業内最低賃金要求は、18歳高卒初任給の参考目標値として168,800円を提示しています。平成26年賃金構造基本統計調査の高卒初任給158,800円に1万円を上乗せしたものです。168,800円を163時間で除すと1036円に、150時間で除すと1125円になります。また、一時金がないものとして年収に換算すると203万円です。決して十分な要求水準とは言えません。
- ④ 問題は産業別最低賃金です。産業別最低賃金はその産業の主要な職種の最低賃金を定めるものであり、企業内最低賃金よりも高いのが当然です。そして、産業別最低賃金の引き上げは、ベースアップと直結しており、賃金カーブ全体の底上げとなるものです。しかし、2015年の金属労協の産別最賃要求は、自動車総連158,000円以上、電機連合160,500円以上、JAM156,000円以上であり、いずれも3000円程度の引き上げ要求です。賃金引き上げ分6000円を要求していたにもかかわらず、産業別最低賃金の要求がベースアップ要求を下回っています。時給換算すると、連合が掲げる「誰でも時給1000円」をいずれも下回っています。2016年の要求はどうなるのでしょうか。

(2) 最低賃金の水準（ドイツを例として）

- ① ドイツでは、2015年1月から8.5ユーロの全国一律最低賃金制が実施されました。水準をいくりにするかという検討の過程でハンス・ベックラー財団経済社会研究所が示した基準を記しておきます。数値は2011年時点のもので、時給は週38～40時間労働での時給換算した数値です。
- ・法定の差し押さえ免除額（月額手取り1030ユーロ、時給8.22～8.62ユーロ）
 - ・求職者基礎保障の補足給付に対する請求権が無くなる賃金額（月額手取り1054ユーロ、時給8.50～8.91ユーロ）
 - ・貧困ライン＝控除前平均賃金（時給21.48ユーロ）の50%（時給10.74ユーロ）
 - ・欧州社会憲章に規定する公正な労働報酬の基準＝手取り平均賃金（時給13.54ユーロ）の60%（時給8.12ユーロ）
- ② ボン大学のライムント・ヴァルターマン教授の意見によると、最低賃金は年金基礎給付額（月額722ユーロ）を獲得できる掛け金を支払える賃金でなければならず、その水準は、週40時間労働で40年間働くとして9.4ユーロになるとのことでした。

(3) 公契約条例について

- ① 公契約条例を制定し、職種別下限賃金（下請労働者を含む）を設定するようにします。その水準として、次の数値を設定するよう検討します。
- ・国が定める設計労務単価を下回らないものにする
 - ・賃金構造基本統計調査における当該職種の平均賃金を下回らないものにする

- ② 入札にあたっては、総合評価方式とし、賃金水準、社会労働保険への加入、法令順守、産別協定順守、人権・環境への対応などの条件を考慮するようにします。特に、2016年10月からは、社会保険の適用拡大が行われますので、社会労働保険の未加入事業者を公契約から排除するよう点検を強める必要があります。

(4) リビングウエイジについて

- ① 連合は、埼玉県をモデルに、連合リビングウエイジ（必要生計費）を算定しています。埼玉県の場合、単身・自動車なしのモデルで月額153,000円（時給940円）、父子・自動車なしのモデルで月額209,000円（時給1283円）です。このモデルをもとに、全国物価統計調査から地域間格差を引き直した指数を乗じて各都道府県の連合リビングウエイジを算出しています。そして、非正規労働者の賃金は「都道府県ごとの連合リビングウエイジ」を上回るようにとの方針をたてています。ちなみに、最高値の東京では、単身モデルで時給1090円、父子モデルで時給1476円、最低値の沖縄では、単身モデルで時給820円、父子モデルで時給885円となります。

- ② リビングウエイジの作成については次のようにしてはどうでしょうか。

- ・リビングウエイジの作成を市町村単位で行う。
- ・リビングウエイジを作成するよう市町村に要求し、議会決議を行う。

- ③ リビングウエイジの水準については次のことを検討してはどうでしょうか

- ・リビングウエイジのモデルは、ひとり一子モデルを基本とする。（ILO第131号条約の考え方）
- ・リビングウエイジの水準は、労働者の平均賃金の3分の2の基準を下回らないようにする。

- ④ リビングウエイジを地域最賃、生活保護基準に生かせるよう、その関係性について検討します。

(5) 「漂流する労働者層」の組織化

- ① 上記の対象は、河添誠がいう「職場定着型の非正規労働者」と企業内正規労働者を主な対象者としています。したがって河添誠の「漂流する労働者層」という企業外の日雇労働者的な非正規労働者には当てはまらないところがあるかもしれません。
- ② 「漂流する労働者層」の最大の関心事は、不就労時の所得保障です。使用者の責めに帰すべき事由による休業の場合の休業手当の確実な保障、日雇雇用保険への加入などが課題となります。その時の検討課題として「人件費コスト1.66倍」論が参考になると思います。
- ③ さらに、職業安定法第45条にもとづく労働組合による労働者供給事業についても検討します。

以 上